

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成30年8月30日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800039号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800041号

第1 結論

請求者のA社B支店(平成27年2月1日以降は、A社C支店)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成28年1月1日から平成24年12月28日に訂正し、平成24年12月、平成25年1月及び平成25年3月から平成27年12月までの標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

平成24年12月28日から平成25年2月1日までの期間及び平成25年3月1日から平成28年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年12月28日から平成25年2月1日までの期間及び平成25年3月1日から平成28年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社B支店における標準賞与額について、平成25年6月28日は4万3,000円、平成25年12月24日は7万9,000円、平成26年6月30日は8万4,000円、平成26年12月10日及び平成27年6月30日は9万1,000円、平成27年12月10日は9万3,000円に訂正することが必要である。

平成25年6月28日、平成25年12月24日、平成26年6月30日、平成26年12月10日、平成27年6月30日及び平成27年12月10日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年6月28日、平成25年12月24日、平成26年6月30日、平成26年12月10日、平成27年6月30日及び平成27年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社C支店における平成28年2月1日から同年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年2月から同年4月までの標準報酬月額については、17万円から19万円とする。

平成28年2月1日から同年5月1日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 24 年 12 月 28 日から平成 28 年 5 月 1 日まで
② 平成 25 年 6 月 28 日
③ 平成 25 年 12 月 24 日
④ 平成 26 年 6 月 30 日
⑤ 平成 26 年 12 月 10 日
⑥ 平成 27 年 6 月 30 日
⑦ 平成 27 年 12 月 10 日

請求期間①について、平成 24 年 12 月 28 日から期間雇用社員として勤務したが、当該期間の厚生年金保険の記録がない期間がある。また、平成 28 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間については、標準報酬月額額の記録が、実際の給与額と比べて低い額となっている。請求期間②から⑦までについて、賞与の支払を受けていたが賞与の記録がない。請求期間のすべてについて、年金の給付に反映する、反映しないにかかわらず、正しい記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の A 社 C 支店における厚生年金保険被保険者記録は、当初、平成 28 年 1 月 1 日資格取得とされていたところ、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 30 年 6 月 15 日付けで、事業主より請求者の資格取得年月日を平成 24 年 12 月 28 日に訂正する厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正届）、厚生年金保険被保険者標準報酬月額算定基礎届、厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（以下、併せて「訂正届等」という。）及び厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたため、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、平成 24 年 12 月 28 日から平成 28 年 5 月 1 日までの期間は、保険給付の計算の基礎とならない期間（平成 28 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間における標準報酬月額については、訂正届等が提出される前の標準報酬月額を除く）として記録されている。

しかしながら、請求期間①のうち、平成 24 年 12 月 28 日から平成 28 年 1 月 1 日までの期間について、事業主から提出された請求者に係る期間雇用社員雇入労働条件通知書、A 社時給制契約社員労働条件通知書、時給制の期間雇用社員賃金台帳（以下、「賃金台帳」という。）、課税庁から提出された市・県民税所得課税内容回答書及び雇用保険の記録により、請求者は、当該期間において A 社 D 支店（A 社 B 支店にて社会保険を適用）に継続して勤務し、事業主から給与が支払われていたことが確認できる。

また、請求期間①のうち、平成24年12月28日から平成25年2月1日までの期間及び平成25年3月1日から平成28年1月1日までの期間については、賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者は、標準報酬月額決定の基礎となる資格取得時及び4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額並びに標準報酬月額の改定の基礎となる平成25年11月から平成26年1月までの報酬月額に基づき改定される標準報酬月額（平成24年12月、平成25年1月及び平成25年3月から同年8月までは14万2,000円、平成25年9月から平成26年1月までは16万円、平成26年2月から同年8月までは18万円、平成26年9月から平成27年12月までは19万円）より低い標準報酬月額（13万4,000円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成24年12月28日から平成25年2月1日までの期間及び平成25年3月1日から平成28年1月1日までの期間の標準報酬月額については、賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の訂正届等を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成24年12月28日から平成25年2月1日までの期間及び平成25年3月1日から平成28年1月1日までの期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成25年2月1日から同年3月1日までの期間については、賃金台帳及び上述の市・県民税所得課税内容回答書により、請求者は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として平成25年2月1日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、請求期間①のうち、平成28年1月1日から同年2月1日までの期間について、賃金台帳により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認

できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

請求期間②から⑦までについて、賃金台帳により、請求者は、請求期間②は4万3,000円、請求期間③は7万9,000円、請求期間④は8万4,000円、請求期間⑤及び⑥は9万1,000円、請求期間⑦は9万3,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、それぞれの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る平成25年6月28日、平成25年12月24日、平成26年6月30日、平成26年12月10日、平成27年6月30日及び平成27年12月10日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成25年6月28日、平成25年12月24日、平成26年6月30日、平成26年12月10日、平成27年6月30日及び平成27年12月10日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①のうち、平成28年2月1日から同年5月1日までの期間について、本件訂正請求日においては、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であり、請求者のオンライン記録の標準報酬月額が17万円と記録されているが、賃金台帳により、標準報酬月額の決定の基礎となる平成27年4月から同年6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額は19万円であることが確認できることから、請求者の当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800030号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800040号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成20年2月1日から同年3月10日まで

私は、前の事業所を平成20年1月末に退職し、1日も空けることなくA社に就業したが、厚生年金保険の資格取得年月日が平成20年3月10日となっており、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。厚生年金保険被保険者の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、平成20年2月1日からA社に勤務した旨主張している。

しかしながら、年金事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者資格取得届によると、同社の事業主は、請求者の資格取得年月日を平成20年3月10日として届け出ていることが確認でき、請求者の同社における雇用保険の被保険者資格取得年月日も同日として記録されている。

また、A社の事業主は、当時の資料を保管していない旨回答している上、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を保管しておらず、同僚への照会を希望していないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。